

2 ◆知的財産権について何ら保証をしない

“non-infringement of patents, trademarks, copyrights, or any other intellectual property rights or other rights of third parties”と、開示する情報が第三者の特許・商標権・著作権あるいは他の知的財産権を侵害しないという保証はない、ということを詳しく規定している。

例文 486 所有権留保条項① | No Transfer

- ◇秘密情報の所有権は開示した側から開示を受けた側に移転しないと規定する
- ◇開示を受けた側に情報の使用権が許諾されるわけではないと規定する

Article __ Ownership of Confidential Information

All Confidential Information will remain the exclusive property of the Disclosing Party, and the Receiving Party will have no rights, by license or otherwise, to use the Confidential Information except as expressly provided herein.

[和訳]

第__条 秘密情報の所有権

一切の秘密情報は開示当事者の排他的な財産であり続け、受領当事者は本契約で明示的に定められる場合を除き、当該秘密情報を使用する権利をライセンスその他の方法により有しない。

解説

1 ◆秘密情報の所有権は移転しない

秘密情報の開示は、その所有権の移転をとまなわないことについて、“will remain the exclusive property of the Disclosing Party”と、念を入れて丁寧に規定している。開示後も、その情報の所有権は一貫して開示側にある。

2 ◆秘密情報の使用権

開示によって、開示を受けた側にその秘密情報の使用権が発生するわけではないことを“have no rights, by license or otherwise, to use the Confidential Information except as expressly provided herein”と、明確に規定している。開示目的として契約上に規定された目的以外の用途での使用は禁止されているのである。

所有権留保条項② | No Transfer

例文 487

- ◇開示を受けた側に秘密情報の知的財産権の使用許諾の権利が発生しないと規定する

Article __ No Grant of Rights

Each party agrees that nothing contained in this Agreement shall be construed as conferring, transferring or granting any rights to the Receiving Party, by license or otherwise, to use any of the Disclosing Party's Confidential Information except clearly specified in this Agreement.

[和訳]

第__条 権利の留保

各当事者は、本契約で明確に規定される場合を除き、本契約のいかなる定めをもって、開示当事者の秘密情報を使用するために、ライセンスその他の方法により受領当事者へ権利を付与、移転または許諾するものと解釈されないことに同意する。

解説

1 ◆開示を受けた側に秘密情報の権利の移転、使用許諾はされない

情報の開示は、契約に記載している特定の目的を達成するためになされるものであり、情報開示を受けた側に当該秘密情報について何らかの権利の移転、使用許諾(ライセンス)などが発生するわけではないことを規定している。

所有権留保条項③ | No Transfer

例文 488

- ◇開示を受けた側にはいかなる知的財産権についても何ら権利が移転しない

Nothing contained in this Agreement shall be construed as granting or conferring any rights under any trademark, patent, copyright or any other intellectual property right by license or otherwise, express or implied.

[和訳]

本契約のいかなる定めをもって、明示または黙示のライセンス契約あるいは他の方法により、商標権、特許権、著作権その他知的財産権に基づくいかなる権利も許諾または付与するものと解釈されない。